

# さくら通信 10月号

2011年10月 No. 82



発行

〒770-0025 徳島市佐古五番町2番5号

さくら税理士法人

さくら社会保険労務士法人

労働保険事務組合 徳島県労務能率協会

## 女は黙っとれ!

祖父金助の口癖だった。現在の感覚からすると信じられないような亭主関白ぶりだが、我が家ではその一言が全てであった。問題点は祖父により解決され、家族の生活は安泰だった。高齢になって少し気弱になったが、家の大黒柱としての気概を持ち続け、86歳まで生きた。孫たる私の願いは一つ。「女は黙っとれ!」と、一度言ってみたい。



(竹内)

## 消費税の免税要件の改正について

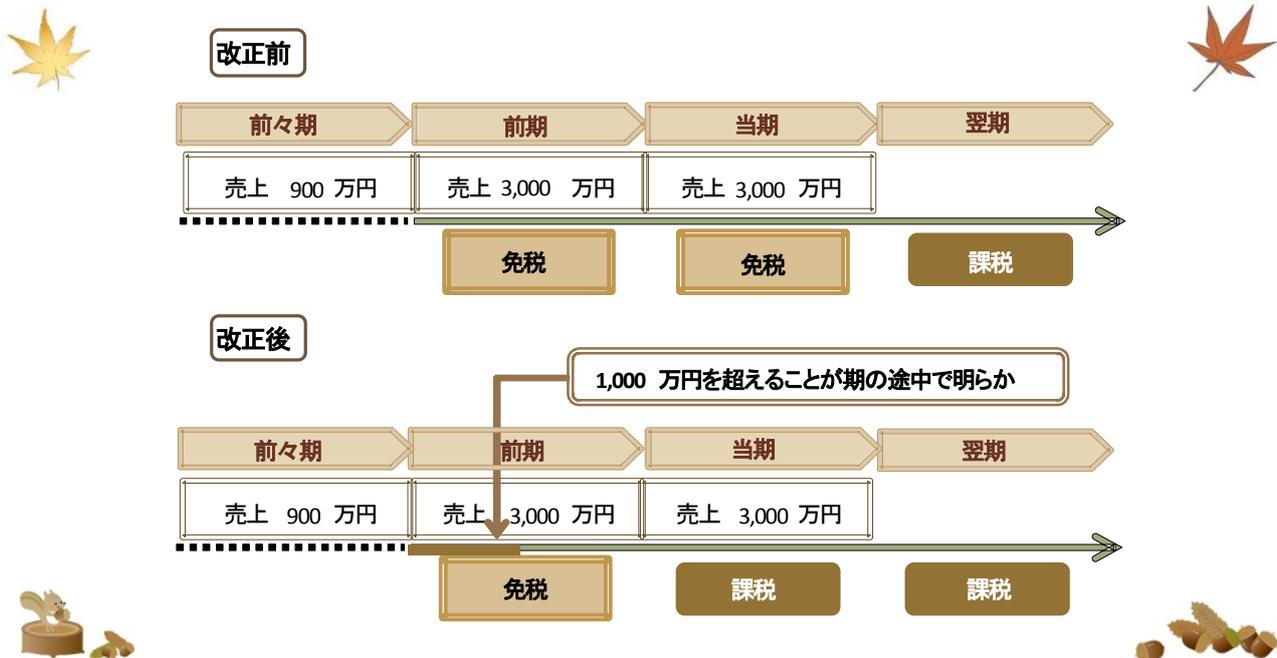


### 《改正の概要》

消費税の免税事業者となる条件について、従来は、前々期（基準期間）の課税売上高が1,000万円を超えないかどうかのみで判定していました。

この度の税制改正によって、従来の条件に加え、前期の開始の日から6ヶ月間の課税売上高が1,000万円を超えないかどうか、でも判定することになりました。また、この場合、課税売上高の金額に代えて、給与等の支払額の金額を用いることもできます。

(イメージ図)



適用時期:

平成25年1月1日以後開始する個人事業者のその年又は法人の事業年度

本改正により、個人事業者を会社組織に変更する場合など、改正前の制度より消費税額が増える可能性もあります。

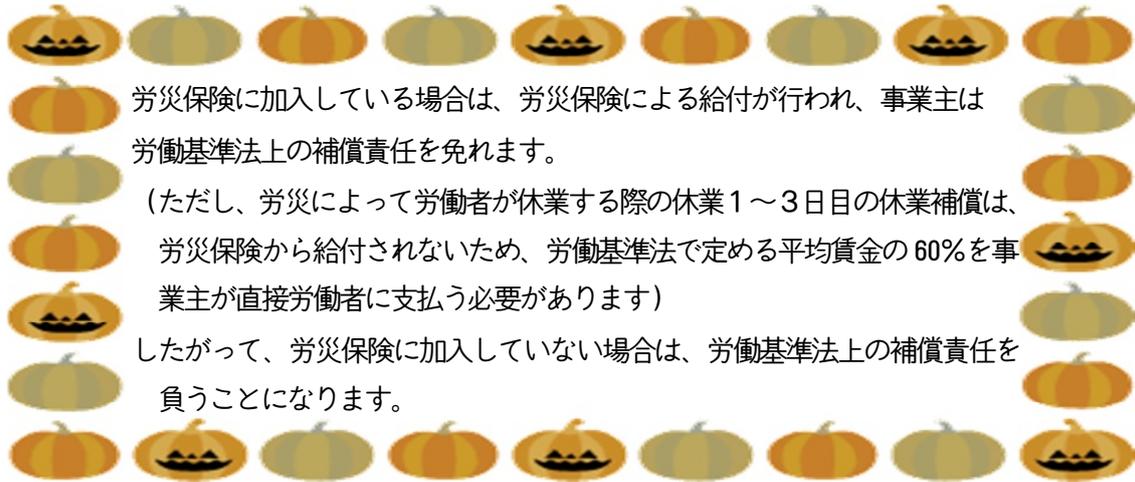
どうぞ、お早めに当事務所までご相談ください。

(大寺)

# 労働災害が発生したとき!!

事業主は、労災を防止するため、労働安全衛生法に基づく安全衛生管理責任を果たす義務があります。

また、労災事故が発生した場合、当該事業主は、労働基準法により補償責任を負わねばなりません。



労災保険に加入している場合は、労災保険による給付が行われ、事業主は労働基準法上の補償責任を免れます。

(ただし、労災によって労働者が休業する際の休業1～3日目の休業補償は、労災保険から給付されないため、労働基準法で定める平均賃金の60%を事業主が直接労働者に支払う必要があります)

したがって、労災保険に加入していない場合は、労働基準法上の補償責任を負うことになります。

労働基準監督署にその事故を報告しなかったり、虚偽の報告を行ったりした場合には、刑事責任が問われることがあるほか、刑法上の業務上過失致死傷罪等に問われることがあります。

もし、労災事故が発生した場合には、当事務所へご連絡いただければ、対応させていただきます。



## 徳島県の最低賃金が改定されます

現在 **645円** → **647円**  
(平成23年10月15日改訂)

(松村)

### 10月の税務

- |   |   |
|---|---|
| 1 特別農業所得者への予定納税基準額等の通知<br>通知期限・・・10月17日                             | 6 法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告<br><消費税・地方消費税> 申告期限・・・10月31日  |
| 2 個人の道府県民税及び市町村民税の納付(第3期分)<br>納期限・・・10月中において市町村の条例で定める日             | 7 2月決算法人の中間申告<法人税・消費税・地方消費税・法人事業<br>税・法人住民税>・・・半期分 申告期限・・・10月31日                                |
| 3 9月分の源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付<br>納期限・・・10月11日                           | 8 消費税の年税額が400万円超の2月、5月、11月決算法人の3月<br>ごとの中間申告<消費税・地方消費税>   |
| 4 8月決算法人の確定申告<法人税・消費税・地方消費税・法人事業<br>税・(法人事業所税)・法人住民税> 申告期限・・・10月31日 | 9 消費税の年税額が4,800万円超の7月、8月決算法人を除く法人・<br>個人事業者の1月ごとの中間申告(6月決算法人は2ヵ月分)<消<br>費税・地方消費税> 申告期限・・・10月31日 |
| 5 2月、5月、8月、11月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確<br>定申告<消費税・地方消費税><br>申告期限・・・10月31日 |   |

### 10月の社会保険労務

- |   |   |
|---|---|
| 10日 一括有期事業開始届<概算保険料160万円未満: 請負金額19,000<br>万円未満の工事>(労働基準監督署) | 支給事由を同一にする被用者年金の受給権を有する基礎年金受<br>給権者(誕生月を迎える者) 現況届             |
| 31日 労働者死傷病報告書の提出<休業4日未満7月～9月分><br>(労働基準監督署)                 | 旧国民年金(老齢・通老) 受給権者(誕生月を迎える者) 現況届<br>労災年金受給権者(7月～12月誕生月の者) 定期報告 |
| 健保・厚年の保険料納付(郵便局または銀行)                                       | ※ 社会保険労務士制度推進月間   |
| 健保印紙受払等報告書・雇保印紙保険料納付(使用) 状況報告書<br>提出(年金事務所・公共職業安定所)         | 全国労働衛生週間(1日～7日)   |
| 労働保険料の納付<延納第2期分>(郵便局または銀行)                                  | 高齢者雇用支援月間   |
| 有期事業概算保険料延納額<8月～11月>の納付                                     | 中小企業退職金共済制度加入促進強化月間   |
|   | 健康強調月間  |

### 会計制度

### 中小企業の会計に関する指針(平成23年度版)

今月は、「中小企業の会計に関する指針(以下、指針)」を採用した企業が受けることができる、金融機関等からの有利な取り扱いについて御説明します。

有利な取り扱いを受けるためには、金融機関に対し当該指針に従っていることを証明しなければなりません。この判断基準として、日本税理士会連合会から「中小企業の会計に関する指針の適用に関するチェックリスト」が公表されています。現在、多くの金融機関において、このチェックリストを活用した融資商品が取り扱われています。また、信用保証協会においても、保証料率の割引の際の必要書類として利用されています。

具体的には、中小企業会計指針チェックリストを活用した無担保融資商品等、日本税理士会連合会のホームページに掲載されています(四国地区では、伊予銀行が上記のチェックリストを提出すれば△0.5%等)。多少、財務諸表作成が面倒になるかもしれませんが、御検討されてはいかがでしょうか？

(渡邊)

亡くなった祖父の土地について、**未分割**(遺産分割も行わず、相続登記も行われていない状態)のまま、父親が亡くなり相続が発生した場合、亡き祖父の土地は亡き父親の相続財産になるのでしょうか？

父親の相続税の申告までに、祖父の遺産にかかる遺産分割を行って、父親が相続財産を取得しなければ、父親の相続財産に加算する必要はありません。

しかし、祖父の相続人が多数にわたり連絡が取れないなどの理由で、祖父の相続の遺産分割が、父親の相続にかかる相続税の申告までに行われていない場合には、祖父の相続にかかる未分割財産のうち、**父親の法定相続分**が相続財産として、相続税の課税の対象となります。

相続の遺産分割や相続登記は、時の経過とともに、相続人が多数になったり、相続人から印鑑がもらいにくくなったりしがちです。なるべく早めにされることをお勧めします。

(坂田)

当社は会計事務所の標準業務としてお客様の標準保障額(企業リスク)(※)を算定しております。

あるお客様で標準保障額に対して、すでに加入されていた生命保険の保障額が不足していたお客様がいました。そこで、私は既加入保険の証券をお預かりし、保険の見直しを行ないました。

そこで浮かび上がった疑問が、「特約保険の必要性」でした。その保険は、定期保険(死亡時〇〇万円の保障が99歳まで)に特約で入院特約が付いており、もちろんその特約に対してもいくらかの保険料がかかっていました。もしも、社長が入院するようなことがあれば保険金がもらえますが、その会社については社長が入院することで売上が減少する可能性は低く、また法人に入った保険金を見舞金として個人が受け取るにもある程度限界があるなど、法人契約での入院に対する保障は必要では無いと判断しました。

そこで、入院特約を解約して、入院特約保険料相当額で死亡保険に加入していただくようご提案してみました。その提案に納得していただいたお客様は早速特約部分を解約され、特約にかかっていた保険料相当額の死亡保険に加入されました。その結果、月々の保険料負担が増える心配が無く、且つ少しでも標準保障額不足額を穴埋めできることが出来ました。

保険は月々の保険料を見れば大した金額でなくても、払い続ければ何十万、何百万となります。見直しをして「ムリ・ムダ・ムラ」の無い保険提案ができるように、今後も助言・指導が出来ればと思います。

(※)標準保障額とは・・・さくら通信平成23年1月号(当社ホームページ掲載中)をご覧ください。

(後藤)

さくら通信5月号では平成23年3月31日に適用期限が到来する医療用機器等の特別償却が6月30日まで延長されたことをお知らせしました。

この度平成23年6月30日に公布・施行された平成23年税制改正法により医療用機器等に係る措置について、対象機器及び特別償却率が次のとおり見直されました。

対象機器	見直しの内容
高度・先進医療の提供に資する医療用機器	①対象機器から心電図及び顕微鏡が除外 ②特別償却率 改正前14%→改正後12%
医療の安全の確保に資する医療用機器	①対象機器から次の機器が除外 ・生体情報モニタ連動ナースコール制御機 ・注射薬自動払出機 ・医療情報読取照合装置 ・特殊寝台 ②特別償却率 改正前20%→改正後16%
新型インフルエンザ対策に資する医療用機器	廃止
特定増改築施設、建替え病院用等建物	廃止

平成23年6月30日以後に取得等をする医療用機器等について適用されます。

適用期限は平成25年3月31日まで延長されております。

(後藤)

エネルギー需給構造改革推進税制(略してエネ革)とは、エネ革対象設備を取得等し、その後1年以内に事業の用に供した場合において、次のいずれか一方を選択できる制度です。

	法人(青色申告者)	個人(青色申告者)
対象設備	太陽光発電設備、電気自動車、エネルギーの有効利用に著しく資する機械など	
特別償却(注1)	○	×
税額控除(注2)	○ (中小企業者等に限る)	×
即時償却(注3)	○	○

(注1) 特別償却・・・普通償却に加えて対象設備の基準取得価格の30%

(注2) 税額控除・・・基準取得価格の7%相当額を限度として支払うべき税額から控除

(注3) 即時償却・・・初年度に100%の償却が可能

即時償却については、平成21年4月1日から平成23年6月30日までの間に新品の設備を取得等し、かつ取得日から1年以内に事業の用に供した場合に、その事業年度に**即時償却**が認められていたのが**平成24年3月31日まで延長**されました。

建設業者様は、上記の優遇税制を営業の一つとして考慮してみたいかかでしょうか？  
詳しくは当事務所までお問い合わせ下さい。

(待田)

## 研修会・懇親会ともに好評のうち終了いたしました！



社会保険労務士・キャリアカウンセラー 眞場 恵子 氏



徳島県危機管理部 南海地震防災課企画幹 出口 政治 氏



さくら税理士法人  
公認会計士 渡邊 功

当日は台風12号の影響もあり悪天候にも関わらず、多くのご参加をいただきました。ご参加いただきました皆様、誠にありがとうございました。

### (株)よしもと川イベント・エージェンシー キャンパスボーイ

左：清水啓史さん(しみずひろふみ) <大阪出身>  
右：西浦直之さん(にしうらなおゆき) <徳島出身>

「徳島県に住みます芸人」として徳島県に住み、営業、イベントMC、また、YNN(よしもと初ネットワーク)で、毎日22時より動画を配信中！

「徳島に住んでみての感想は??」と聞いたところ、

「人が温かい」と清水さん。

「中高生の時より、人が減っているように感じる」と西浦さん。

お笑いでの地域活性化を目指し、これからも**キャンパ**ってください！！



さくら通信をご覧になって、ご意見ご感想がございましたら、お電話・FAX・メール等でご連絡下さい。

.....  
.....  
.....

さくら税理士法人  
さくら社会保険労務士法人

労働保険事務組合 徳島県労務能率協会  
〒770-0025 徳島市佐古五番町2番5号

ホームページアドレス : <http://www.skr39.co.jp/>

Eメールアドレス : [kimutake@js4.so-net.ne.jp](mailto:kimutake@js4.so-net.ne.jp)

TEL : 088-625-2556

FAX : 088-654-1181

